消費者庁の機能及び消費者安全法上の知事の責務等

消費者庁の機能

情報を一元的に集約し、調査・分析 消費者行政の司令塔として、各省庁に対して勧告 新法を企画立案 消費者の身近な諸法律を所管

地方公共団体の責務 (努力義務)

消費者安全法第4条

消費者安全の確保に関する施策を総合的に策定・実施する責務 消費生活について専門的な知識・経験を有する者の能力の活用 消費者事故等に関する情報開示、消費者意見の反映、透明性の確保 施策効果の把握・評価、必要な措置

国民生活センター、警察、保健所、病院、消費者団体等との連携

消費者事故等の発生に関する情報の通知義務

消費者安全法第12条第1項

行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、<u>重大事</u> <u>故等</u>が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、通知しなければならない。

消費者安全法第12条第2項

行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、<u>消費者事故等</u>(重大事故等を除く。)が発生した旨の情報を得た場合であって、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、通知するものとする。

- *重大事故等…死亡、治療期間30日以上の負傷・疾病、一酸化炭素中毒が発生し、又は 発生するおそれのある事態
- *消費者事故等…重大事故等に該当しない安全分野(治療に1日以上要する負傷・疾病、ヒヤリハット事案)、財産被害分野(虚偽・誇大な広告・表示、契約勧誘・解除時の不実告知、威迫困惑行為等)の消費者事故等で、被害の拡大又は同種・類似の事故等が発生するおそれがあるもの

都道府県知事に対する資料の提供要求等

消費者安全法第14条第1項

内閣総理大臣は、情報集約・分析、結果の取りまとめを行うため必要があると 認めるときは、関係地方公共団体の長等に対し、資料提供、意見表明、消費者 事故等の原因究明のための調査、分析・検査等必要な協力を求めることができ る。

消費者安全法第14条第2項

内閣総理大臣は、消費者事故等の発生又は消費者事故等による被害の拡大防止 を図るために必要があると認めるときは、関係都道府県知事又は関係市町村長

都道府県知事による国に対する要請

消費者安全法第21条

都道府県知事は、区域内における消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため 必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者安全の確保に関し必

都道府県知事等に対する権限の委任

消費者安全法第23条

消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うことができる。

消費者安全法施行令第9条

都道府県又は市町村の区域内に事務所、事業所その他その事業を行う場所が所